

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 27 号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 34 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 9 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3） 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 12 条第 1 項第 1 号中「7. 60」を「7. 40」に改め、同項第 2 号中「17, 700 円」を「14, 700 円」に改め、同項第 3 号中「22, 200 円」を「19, 200 円」に改める。

第12条の5中「660,000円」を「67万円」に改める。

第12条の7中「第12条の8の」を「次条第1号に規定する」に改める。

第12条の9の次に次の4条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第12条の10 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第12条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第12条の12 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.27

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について1,500円

(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人について100円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第12条の13 第12条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第15条第1項中「第12条の5の2」の次に「若しくは第12条の10」を加え、「又は特例対象被保険者」を「又は特例対象被保険者等」に、「第17条の3第1項(同条第3項)」を「若しくは同条第6項各号に定める額、第17条の3第1項(同条第3項又は第4項)」に、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の

5を乗じて得た額」を「額」に、「第17条の3第4項第1号（同条第6項）を「同条第5項（同条第7項又は第8項）に、「同条第2項又は第3項」を「同条第2項から第4項まで」に、「若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」を「、同条第5項各号（同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第17条の5第1項に定める額」に改め、同条第2項中「第9条の3若しくは第12条の5の2の額若しくは第12条の6の額」を「第9条の3、第12条の5の2、第12条の6若しくは第12条の10の額」に改め、「第17条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を加え、「第12条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号」を「額、同条第5項」に、「若しくは同条第4項各号に定める額」を「、同条第5項各号に定める額若しくは第17条の5第1項に定める額」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「当該各号」を「、当該各号」に、「660,000円」を「67万円」に改め、同項第1号中「次号及び第3号」の次に「並びに第6項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「57万円」に改め、同条第2項及び第3項中「ア及びイ」の次に「並びに第6項各号ア及びイ」を加え、同条第4項及び第5項中「660,000円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

- (1) 第1項第1号の総所得金額等が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金

額) を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号の総所得金額等が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、31万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号の総所得金額等が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金

額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、57万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

第17条の2を次のように改める。

(特例対象被保険者等の特例)

第17条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第10条第1項、第12条の5の3、第12条の7及び第12条の11並びに前条第1項(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第6項の規定の適用については、第10条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定す

る給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「つについては、同法」とあるのは「つについては、地方税法」とする。

第17条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「「第12条の5の4」と」の次に「、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の12」と読み替えるものとする。
第17条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の12」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第6項各号」と読み替えるものとする。

第17条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項及び第3項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「「17万円」と」の次に「、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、「「26万円」と」の次に「、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「6

6万円」を「67万円」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第12条の10」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第17条の4に次の1項を加える。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第12条の10」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第6項各号」と読み替えるものとする。

第17条の5を第17条の6とし、第17条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第17条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第17条第6項、第17条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども

・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第9条の2、第12条の5、第12条の10から第12条の13まで、第15条及び第17条から第17条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。